

令和6年度学校における障害者雇用推進事業業務委託 審査基準

審査項目	評価基準	配点 ①×②	評価 点数 ①	評価 係数 ②
1. 業務内容の理解度 (10点)	①本事業の目的や障害者雇用の現状・課題を十分に理解した提案を行っているか。	10	5	2.0
2. 提案内容 (65点)	①調査の方法や内容、重点項目、対象や想定回数等が適切であるか。	10	5	2.0
	②学校の現状や課題を踏まえ、具体的で実現可能な実施計画がされているか。	10	5	2.0
	③奈良県の地域性に留意した、具体的で実現可能な実施計画がされているか。	10	5	2.0
	④他都道府県及び市町村教育委員会の先行事例について、十分に考慮する計画になっているか。	5	5	1.0
	⑤教育現場での理解浸透のために必要と考える取組について、具体的で効果的な提案がされており、内容が適切であるか。	10	5	2.0
	⑥報告の内容について、今後の取組に繋がる項目が挙げられているか。	10	5	2.0
	⑦本事業の目的達成のため、他に必要と考える取組について具体的に提案されており、内容が適切であるか。	10	5	2.0
3. 実施体制 (15点)	①本事業の実施に際して想定される他機関との連携等、提案内容を適格に実施できる体制となっているか。	15	5	3.0
	②提案内容を実施するのに適切なスケジュールとなっているか。	5	5	1.0
4. 経費 (5点)	①評価点数は、次の式により求める。 評価点数=5点×(最も安価な見積もり額÷当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	5		

※審査会審査方法

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。
- ・提案が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

点数の目安は以下の通り

5点満点

極めて高い (極めて良好)	5点
高い (良好)	4点
中位 (普通)	3点
やや低い (やや不十分)	2点
低い (不十分)	1点